

おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業(拡充)

【45(15)百万円】

対策のポイント

訪日外国人旅行者が、直売所などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地等で円滑に受け取ることができるような体制を整備することにより、我が国農畜産物のお土産としての持ち帰りを拡大します。

<背景/課題>

- ・訪日外国人旅行者数が増加する中、輸出促進や農山漁村の活性化等の観点から、旅行者が安心して円滑に地域の農畜産物を購入し、持ち帰ることができる環境・体制を整備することが重要です。
- ・お土産用農畜産物の持ち帰りの拡大に当たっては、動植物検疫が支障となっているとの声があることから、外国人旅行者が動植物検疫を経て円滑に持ち帰ることができるような検疫手続・体制を整備することが求められています。
- ・また、近年クルーズ船の寄港が増加していることから、クルーズ船を利用する外国人旅行者を対象としたモデル販売を通じて、事業者が取り組みやすい検疫手続・体制を構築することが急務となっています。

政策目標

訪日外国人旅行者が、直売所などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地等で受け取ることができる体制を整備します。

<内容>

1. 事業内容

(1) おみやげ販売に取り組む産地における円滑な動植物検疫手続きの実践

「農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業(平成27年補正予算事業)」の対象となる産地を対象とし、円滑に動植物検疫手続きが進むよう次の支援を行います。

①産地における防除体系や生産体制の確立

輸出相手国の検疫条件や残留農薬基準等に合った農畜産物の防除体系や生産体制の構築を行います。

②関係者との連携による産地に合った円滑な輸出検疫手続きの構築

円滑な検疫手続きが行われるよう、産地に合った販売・流通の方法を構築します。

(2) モデル販売を通じた事業者等が取り組みやすい検疫手続きや体制の確立

クルーズ船を利用する外国人旅行者を対象としたモデル販売を通じて、事業者が取り組みやすい動植物検疫手続き(検疫の受検方法等)や体制を構築します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額 (ただし(2)のうち簡易な設備等の整備については1/2以内)

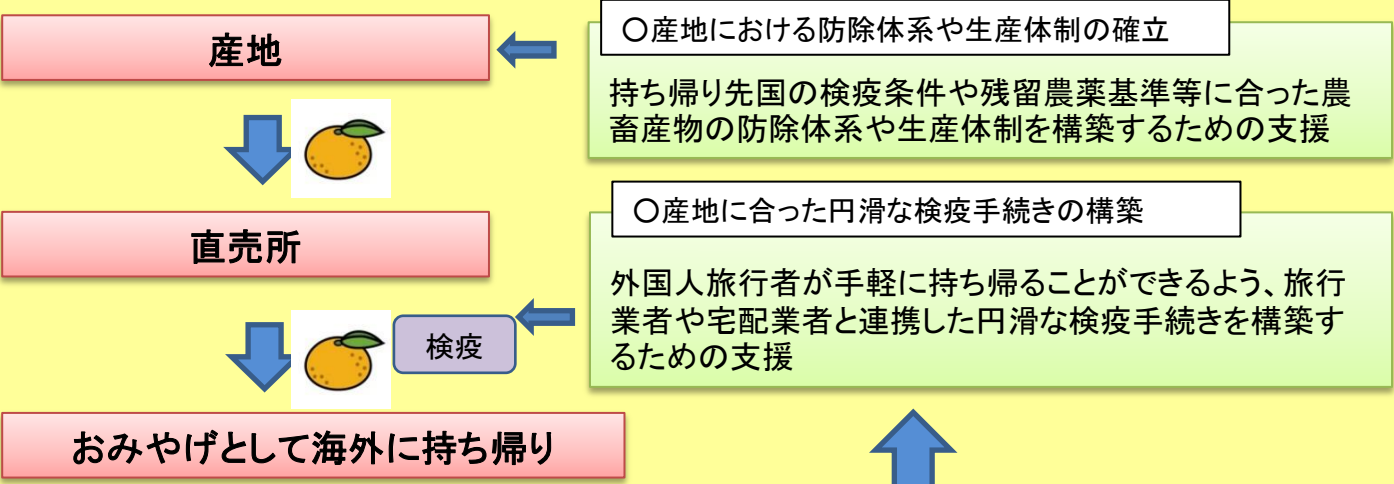
4. 事業実施期間 平成27年度～29年度

(お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課 (03-6744-7168)
動物衛生課 (03-3502-5994))

おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業

I. おみやげ販売に取り組む産地と連携した円滑な動植物検疫手続きの実践

「農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業」(平成27年度補正予算 4億円)で農産物直売所等を整備した産地を対象に実施

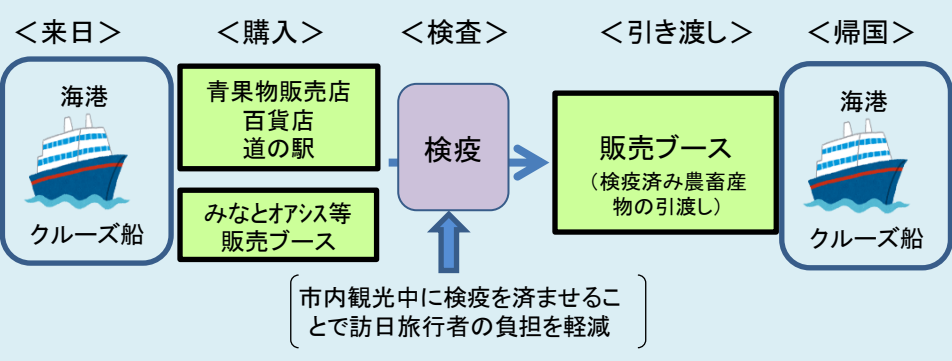


モデル販売の成果の活用

II. モデル販売を通じた取り組みやすい検疫手続きや体制の確立

H28 クルーズ船を利用する海外旅行客を対象とするモデル販売

〇モデル販売を通じクルーズ船を利用する訪日旅行客を対象とした事業者が取り組みやすい検疫手続き・体制を構築する



H27 空港利用客を対象としたモデル販売

H27は次のような取り組みを実施

- 〇店頭での輸出植物検疫条件表の掲示や検査申請書の記載サポート
- 〇検疫済み農産物を国際宅配便で郵送
- 〇観光農園等で購入した農産物について検疫代行の上、空港で検疫済み農産物を引き渡し

訪日旅行者による国産農畜産物のお土産としての持ち帰りが拡大

国産農畜産物の魅力が広く海外に発信され、これを通じた輸出の促進
訪日旅行者向けの農畜産物販売が促進され、農山漁村が活性化